

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280615016	28年3月9日	28年3月15日	28年6月15日	全ての酪農家に加工原料乳補給金を支払えるよう、現行制度の変更を要望します。	バターや生クリームを必要とする業界では深刻な供給の独占がおこっており、この根底には加工乳向け配乳の指定団体の独占管理体制があります。指定団体に所属していない自主販売の酪農家にも、加工原料乳補給金を支払えるようにすることで、供給の独占は解消され、現在のような原料の独占から起こる乳製品の不足は解消されます。同時に加工原料乳の正当な価格評価が行われると考えられます。弊社でも多くのバター、生クリームの要望がありますが、現行制度下ではそれに応えられない状況があります。自主販売も指定団体同様、需給調整の必要性があり、全ての酪農家に補給金が支払われるようになれば、加工原料乳の取引に是非とも参入したいと考えています。	(株)MM	農林水産省	輸入品と競合するため飲用向けと比べて価格の低い加工原料乳(脱脂粉乳、バター等及びチーズ)向けの生乳を対象として、生産者に対し、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する指定生乳生産者団体を通じて、加工原料乳生産者補給金を交付します。	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)	その他	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要です。 このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能の評価・検証し、我が国酪農の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド醸成、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得ます。 [平成28年秋までに検討、結論]	
280630013	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	水耕栽培用の植物工場について「農地の地目のままでの建設を認めること	[要望内容] 「農地」の地目のまま、コンクリートで地固めた植物工場を建設することを認めること [理由] 現在、農地をコンクリートで地固めて植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。スロンやイチゴなど、同じ作物を生産するにも関わらず、植物工場と畑で課される税率が異なるのは不合理である。国際先端テクトにかけ、諸外国の例も参考に早期に見直す必要がある。 (注)平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知(13経営第6953号)では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。 (注)オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。	日本商工会議所	農林水産省	農地法上、「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、この「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。 そのため、植物工場を設置する等により、農地をコンクリート等で地固めし、その土地に労費を加え肥培管理を行うことができなくなる場合は、「農地」に当たらず、この場合、転用許可が必要です。	農地法第2条第1項	対応不可	植物工場の建設により農地を全面コンクリートで地固めた場合には、その土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することができなくなるため、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。 なお、税制上の地目は、課税の客体となる資産の評価を行う観点から分類されるものであり、農地法上の取扱いが自動的に課税上の地目に反映されるものではありません。	
280630014	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	農業の生産性向上と担い手の増加を図るため、株式会社による農地の直接所有を認めること	[要望内容] 株式会社による農地の直接所有 [理由] リース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、「直接所有」を望む声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも、株式会社による農地の直接所有を認める必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社いずれかであること。 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 原則として農業関係者が総議決権の過半を占めること。 役員が過半が農業に常時従事する構成員であること等。 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3項第2号、第3条第2項第2号及び第3項	対応	農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、これを認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が本年5月27日に成立し、6月3日に公布されたところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280630015	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日		[要望内容] 農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること [理由] 民間企業は自社の経営ノウハウを活かして農業に参入しようと考えているが、農地の大規模化や設備投資を行なおうとしても、民間企業関係者が役員数の過半数以上を占めていないため否決されることが想定され、参入を思いとどまる企業が多い。また、新たな投資をするようになった場合、出資比率に応じた負担を求められるとなると農業者の負担が大きくなってしまふという問題もある。そのため、農地所有適格法人の農業者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めるべきである。	日本商工会議所	農林水産省	農地法第2条第3項第2号、第3条第2項第2号及び第3項	対応	農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、これを認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が本年5月27日に成立し、6月3日に公布されたところである。	
280630016	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日		[要望内容] 国家戦略特区に基づき、農家が農地にレストランを設置できる特例措置を全国の希望する地域に拡大すること [理由] 国家戦略特区に指定された地域においては、農用地区域内であっても、農家自らが生産した野菜や地元で収穫した作物を中心に調理し提供するのためのレストランを設置できるようになった。農業の6次産業化を全国で一層推進するため、国家戦略特区の指定地域に限られた特例措置を、全国の希望する地域に拡大することが求められる。 (注)農家レストランの農用地区域内設置の容認 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成25年10月18日、日本経済再生本部決定)で「地域で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業者がこれを農用地区域内に設置できるよう、要件が緩和された。」 (注)国家戦略特区として指定された新潟市や兵庫県豊交市において、農用地区域内への農家レストランの設置が認められている。	日本商工会議所	農林水産省	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	検討を予定	農家レストランの農用地区域内への設置については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、「国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検証することとされたところであり、全国に適用するか否かについては、国家戦略特別区域法に基づき(認定区域計画の進捗状況に関する評価結果等を踏まえて総合的に判断することとしています。	
280630018	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日		[要望内容] 山林の利用に関する制度の抜本的見直し [理由] 所有者不明の山林は、森林経営の集約化、大規模化や6次産業化や道路整備などの公共事業、災害対策や災害からの復旧・復興事業等を進めるうえでの障害要因となっている。そのため、所有者を明確にする隣接地との境界確認など、山林の有効活用を促進し、強い林業づくりを推進する必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	森林法第10条の7の2、第10条の11の6、第50条、第191条の2 森林法等の一部を改正する法律による改正後の森林法(平成29年4月1日施行)第10条の12の2、第191条の4	現行制度下で対応可能	林業の成長産業化に向けた制度をより充実させるため、森林法等の一部改正法(本年5月13日成立、20日公布)において新たに創設した、所在不明の森林所有者が存在する共有林で伐採できる仕組みや森林所有者や林地の境界に関する情報を「林地台帳」として市町村が一元的にまとめる制度の内情な実施と境界の明確化に向け、制度の周知や技術的な助言等を行うとともに、既存の森林整備地域活動支援交付金や地方交付税措置などを活用した支援を行います。これらの取組により、施策の集約化を通じた林業の成長産業化に取組んでまいります。	